

ウェブサイト「あにあん倶楽部」を活用した魅力発信事業業務仕様書

1 業務の名称

ウェブサイト「あにあん倶楽部」を活用した魅力発信事業

2 業務の目的

阪神南地域は、阪神間モダニズムや「具体」美術、臨海部で盛んなマリンスポーツ、ひょうごフィールドパビリオンなど豊富な地域資源に恵まれている。

そこで、観光ウェブサイト「あにあん倶楽部」のコンテンツを充実し、阪神南ブランドの認知度を更に高めるとともに、阪神南地域への誘客促進を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4 業務内容

(1) ウェブサイト「あにあん倶楽部」及び特設サイト(※)(以下「あにあん倶楽部」という。)の保守管理、セキュリティ対策、特設ページの作成等業務

※ウェブサイト「あにあん倶楽部」及び特設サイト

- ・あにあん倶楽部「<https://anian-club.jp/>」
- ・具体フィールドミュージアム「<https://gutai.anian-club.jp/>」
- ・マリンスポーツ特集「<https://marine.anian-club.jp/>」

ア 阪神南地域の魅力発信という本業務の目的に沿ったサイトの構成とすること。なお、現在のウェブサイトの構成は別添のとおりであるが、より本業務の目的に沿った構成とすることは妨げない。また、現在のウェブサイトの継続的な利用は可能であるが、新たなウェブサイトへ引き継ぎ等を行う場合、これに要する経費は、本業務の受託者が負担すること。

イ 現行のウェブサイトは、目的の情報にたどり着きにくいトップページとなっているため、次の a から c の観点でグローバルナビゲーション等を見直し、利用者が自然に目的地を検索しようと思えるトップページに改善すること。

- 直感的に検索しやすいカテゴリ構成にすること。
- カテゴリ類等の検索機能を視認性の高い位置に配置すること。
- 必要なクリック数やページ遷移を最小化し、目的の情報に到達するまでの行程をできる限り削減すること。

ウ ウェブサイトは SNS と連携させること。

エ ドメイン(anian-club.jp)の取得(継承)にかかる手続きについては受託者が行うこととし、その費用については本委託料に含むものとする。

オ 当該コンテンツの制作・運用に必要となるハードウェア、ソフトウェア等については、受託者において準備すること。

カ サーバは本サイトが稼働しても十分な容量が確保されていること。

キ 以下のセキュリティに関する要件を満たすこと。

- 県の情報セキュリティ監査を受け、監査結果について迅速に対応すること。
- システムの障害時には、迅速に対応できる体制をとること。
- コンテンツを管理するサーバにはウィルス対策ソフトを導入し、常時、最新のウィルスパターンファイルを取得すること。
- 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に関して常に情報を収集し、OS・ミドルウェア

- 等の更新や修正プログラムの導入等速やかな対応を行うこと。
- e 修正プログラムは、システムへの影響を考慮し、事前に動作検証を行ったうえで適用すること。
 - f データ及びシステムのバックアップを定期的を取得すること。
 - g ウェブサイトの管理者・登録者ページへのログインは、ID 及びパスワードによる認証を行うこと。
 - h 操作ログ(ウェブ閲覧ログを含む)の取得を可能とすること。
 - i 通信はすべて暗号化すること。
 - j 管理者ページに接続できるアドレスを制限して運用すること。
 - k IPA が公開しているセキュア・プログラミングに関する資料を踏まえた対策を実施すること。
 - l その他セキュリティ対策が必要な場合は、兵庫県阪神南県民センター(以下「委託者」という。)と協議のうえ、具体的な措置を講じること。
- ク 全ページをスマートフォン対応化し、今後作成するページについても同様とする。
- ケ 全ページを英語翻訳にし、今後作成するページについても同様とする。
- コ 別に実施する「阪神南地域オープンミュージアム 無料開放 DAY」の来場者の利便性向上を図るため、特設ページを新たに作成すること。施設写真、無料開放日、所在地、電話番号、交通手段及び所在地のグーグルマップへのリンク並びに施設ウェブサイトへのリンク、パンフレットの PDF データを掲載すること。なお、特設ページに掲載する個々のデータ等は、委託者から提供する。
- また、イベント終了後は、オープンミュージアムの施設情報等を、既存の「巡って、学んで、発見 阪神南地域の MUSEUM 特集」のページへ反映・更新すること。
- サ 「あにあん倶楽部」の「もっと楽しむ」カテゴリに、「スイーツ特集ページ」を新たに作成すること。必要なデータは委託者から提供するので、デザイン・構成を含む特集ページは受託者が作成すること。掲載件数は20件を予定している。提供を受けたデータについては、5営業日以内に公開すること。
- また、TOP ページにバナー画像を設置し、特集ページへの導線を確認すること。
- なお、ページ構成は「記事一覧、記事ページ、SNS 共有機能(任意)」を想定しており、委託者が CMS を通じた記事の新規投稿・修正・削除を可能とすること。
- シ 「具体フィールドミュージアム」の特設サイトに、「レポート(仮)ページ」を作成すること。ページ構成は、「記事一覧、記事ページ」を想定しており、委託者によるCMSを通じた記事の新規投稿・修正・削除を可能とすること。
- ス 以下の成果物を USB メモリまたは外付け HDD に収納し提出すること。
- a 作成したウェブサイトのデータ一式
 - b 制作にあたり使用した写真や画像、イラスト等のデータ(JPEG 形式)

(2) Instagram 広告を活用した情報発信

「あにあん倶楽部」公式 Instagram(@anianclub)への遷移を促すため、広告による情報発信を行う。

ア ターゲット

設定するターゲットやその属性・志向は、次の a から c のとおりである

- a 阪神南管内及び神戸市、大阪府を中心とした関西圏に在住する 20～50代の若年・中年層
- b インスタグラムを日常的に閲覧する層
- c レジャー、食・グルメ・酒、美術・芸術などへの関心が高く、情報収集に積極的でアクティブに行動する層

イ 広告の作成

- a 広告の種類(フィード、ストーリーズ、リール、発見タブ)については、委託者と協議のうえ決定する。
- b 広告に使用する画像・動画データについては、委託者から提供する。

- c 広告をデザイン制作すること。
- ウ 広告の発信
 - a 広告発信を行うアカウントについては、「あにあん倶楽部」を使用すること。
 - b 広告の誘導先は「あにあん倶楽部」ウェブサイトまたは、委託者が指定したページ(別途指定する外部ページ)とすること。
- エ 効果指標

リーチ数、クリック率等で随時効果測定を行い、委託者の求めがあれば、測定結果を報告すること。
- オ 広告回数及び掲載期間

以下のとおり、広告配信を2回実施すること。なお、いずれも別途実施するイベント等の広報 PR を目的とした広告とする。

 - a 広告1回目
 - ・掲載期間:令和8年9月～10月の1か月程度
 - ・目標クリック数:3,000回以上
 - b 広告2回目
 - ・掲載期間:令和8年9月～令和9年1月の5か月程度
 - ・目標クリック数:3,000回以上

※各広告のクリエイティブ、掲載開始日等の詳細は、契約金額の範囲内で委託者と協議のうえ決定するものとする。

(3) 業務費(限度額・税込)

¥2,791,200円

※業務に係る予算が議決され、執行が可能となることを条件として付す。

なお、下記(4)スケジュール(概要)についても、変更する場合がある。

(4) 業務管理

ア 実施体制

本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び連絡窓口を明示するとともに、実務担当者を定めること。また、本業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの責任者・担当者を明示すること。

イ 業務計画書

契約締結後、本業務における作業項目、スケジュール及び業務管理方法等を記した「業務計画書」を作成し、委託者と協議すること。

(5) スケジュール(概要)

契約締結	令和8年4月
ウェブサイト保守・改修開始	令和8年4月～
具体フィールドミュージアムレポート(仮)ページ	令和8年4月～5月
スイーツ特集ページ	令和8年4月～5月 ※6月以降より、委託者からデータを提供する
オープンミュージアム	令和8年7月～8月下旬

特設ページ作成	※8月下旬公開予定
Instagram 広告準備 (デザイン制作)	令和8年7月～
Instagram 広告配信開始	令和8年9月～
イベント終了後ページ更新 (オープンミュージアム)	令和8年10月下旬
実績報告書提出	令和9年4月9日(金)

(6) その他

上記以外にも効果的と考えられる項目があれば委託者へ随時提案すること。なお、その採否については、委託者と受託者で協議の上決定する。

5 納品

(1) 成果物

指定されている方法で納期までに成果物を納品すること。

(2) 実績報告書

本業務を完了後、令和9年4月9日(金)までに実績報告書を提出すること。

電子媒体・紙媒体 各1部。

※Microsoft Word, Excel, Powerpointで開くことができるデータファイル形式

(3) 納品・提出先

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室県民課
(〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8)

6 業務実施上の留意事項

(1) 契約の締結

ア 本企画提案は受託者を選定するために行うものであり、業務内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

(2) 費用負担

業務に必要な経費は、広告費、交通費、著作権使用料(画像等の著作権使用料含む)、連絡調整等にかかる費用も含めてすべて契約金額に含むものとする。

(3) 対象外経費

以下の経費は本業務の対象外経費とする。

- ・土地、建物の取得にかかる経費
- ・物品、施設や設備を設置又は改修する経費
- ・受託者の本来業務にかかる経費
- ・その他業務との関連性が認められない経費
- ・領収書等により委託業務として支払ったことが明確にできない経費
- ・業務委託期間以外に支出した経費

(4) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(5) 成果物の利用(二次利用)

本業務の成果物の著作権は、兵庫県に帰属するものとし、兵庫県は本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。なお、第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとする。

(6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

契約終了後もまた、同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

ア 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真(風景・図画等)を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) 契約終了時の業務の引継ぎ、移行支援

受託者は契約が終了又は解除された場合、委託者が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援するものとし、委託者の指示に従いデータ抽出やドキュメントの提供を行うこと。なお、これらに要する経費については受託者が負担するものとする。

(11) 協議

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従う。

(12) 法令遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(13) その他

ア 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

イ 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、受託者は、仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。